副　本

平成２５年(ワ)第４６号，同第２２０号，平成２６年(ワ)第２２４号

損害賠償請求事件

原　　告　　武田悦子　ほか１５７２名

被　　告　　国　ほか１名

第２２準備書面

平成３０年１１月１３日

福島地方裁判所いわき支部　御中

被告国訴訟代理人弁護士　　樋　渡　利　美

被告国指定代理人　　新　谷　貴　昭

鈴　木　和　孝

村　橋　摩　世

大　友　亮　介

澁　谷　正　樹

桐　谷　　康

吉　光　正　文

前　田　和　樹

小木曽　貴　子

柏　﨑　友紀江

佐藤真梨子 代澤

筒井督雄 代澤

吉野弘子 代澤

小野寺幸男 代澤

板橋三智代 代澤

大江啓一 代澤

齋藤功 代澤

泉利夫 代澤

古山繁樹 古山

野崎佳之 野崎

酒井直仁 酒井

石澤広隆 澤

安斎守 安斎

羽生真人 代澤

後藤克彦 代澤

石川浩敏 代澤

第１　はじめに ―――――――――――――――――――――――――――――――1
第２　ＩＡＥＡ事務局長報告書及びＩＡＥＡ技術文書２について ―――――――2
　１　ＩＡＥＡ事務局長報告書の作成経緯及び目的について ―――――――――2
　２　ＩＡＥＡ技術文書２の意義及び構成等について ―――――――――――4
第３　ＩＡＥＡが述べる津波ハザードの評価手法に関する国際慣行は，福島第一発電所事故発生当時存在しなかったから，これを根拠に原告らの主張が補強されるとはいえないこと ―――――――――――――――――――――6
　１　原告らの主張 ―――――――――――――――――――――――――――――6
　２　被告国の反論 ―――――――――――――――――――――――――――――7
　(1) はじめに ……7
　(2) 前記１のＩＡＥＡ技術文書２の引用部分は，その内容自体が誤りを含むものであるか，福島第一発電所事故により初めて得られた知見に基づくものであること ……9
　(3) 小括 ……15
第４　ＩＡＥＡが再来期間１万年に１回の津波を考慮すべきであると述べているとは考えられないこと ―――――――――――――――――――――16
　１　原告らの主張 ―――――――――――――――――――――――――――――16
　２　被告国の反論 ―――――――――――――――――――――――――――――16
第５　ＩＡＥＡは，福島第一発電所事故前に長期評価の考え方に基づいて津波高を予測すべきであったと述べているわけではないこと ―――――――――17
　１　原告らの主張 ―――――――――――――――――――――――――――――17
　２　被告国の反論 ―――――――――――――――――――――――――――――18
第６　結語 ―――――――――――――――――――――――――――――――――19

被告国は，本準備書面において，原告らの２０１７（平成２９）年１０月２４日付け準備書面（５０）（以下「原告ら第５０準備書面」という。）に対し，必要な範囲で反論する。

なお，略語については，本準備書面で新たに用いるもののほかは，従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第１　はじめに

原告らは，国際原子力機関（以下「ＩＡＥＡ」という。）が平成２７年９月に公表したＩＡＥＡ福島第一原子力発電所事故事務局長報告書（以下「ＩＡＥＡ事務局長報告書」という。甲Ａ第１３７号証）及びその附属文書で５巻から成る技術文書のうちの第２巻（以下「ＩＡＥＡ技術文書２」という。甲Ａ第１５７号証及び第１５８号証の１）は，従前の原告らの主張を強固に裏付けるものであると主張する（原告ら第５０準備書面第１の５・１０ページ以下）。

この点，ＩＡＥＡ事務局長報告書やＩＡＥＡ技術文書２には，ＩＡＥＡの真意はともかく，あたかも福島第一発電所事故前から津波ハザード評価手法に関する国際慣行なるものが存在し，我が国がこれに沿わない方法で津波ハザードを評価していたかのような記載があるが，これらはいずれも誤りである。また，原告らは，ＩＡＥＡ技術文書２が福島第一発電所事故の後に形成された知見に基づいて被告国の規制の在り方などを評価していることを正解せずに，ＩＡＥＡ技術文書２の記載内容を自己に有利に恣意的に引用している。

したがって，ＩＡＥＡ技術文書２やＩＡＥＡ事務局長報告書をもって原告らの従前の主張が補強されるとはいえない。

以下，詳述する。

第２　ＩＡＥＡ事務局長報告書及びＩＡＥＡ技術文書２について

１　ＩＡＥＡ事務局長報告書の作成経緯及び目的について

ＩＡＥＡの天野之弥事務局長は，福島第一発電所事故後の平成２４年９月のＩＡＥＡ総会において，福島第一発電所事故に関する報告書を作成することを発表し，これを受けて，以後，ＩＡＥＡに加えてＯＥＣＤ／ＮＥＡ（経済協力開発機構／原子力機関），ＵＮＳＣＥＡＲ（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）等の参加を得て設置された国際諮問委員会（ＩＴＡＧ）において，調査検討が行われた。

国際諮問委員会には「事故の詳細と背景」，「安全性評価」，「緊急時対応」，「放射線影響」，「事故後対応」のテーマごとに５つのワーキング・グループが設置され，各分野それぞれにおいて検討が進められ，その検討結果として取りまとめられたのがＩＡＥＡ事務局長報告書であり，平成２７年６月のＩＡＥＡ理事会にかけられ，同年９月１４日から同月１８日まで行われたＩＡＥＡ総会において公表されたものである。

ＩＡＥＡ事務局長報告書には，巻頭言として，「本報告書は，世界中の政府，規制当局及び原子力発電所事業者が，必要な教訓に基づいて行動をとれるようにするため，人的，組織的及び技術的要因を考慮し，何が，なぜ起こったのかについての理解を提供することを目指している」（甲Ａ第１３７号証の巻頭言）と記載されており，同報告書が，原子力事故とその検証を踏まえて，将来に向けて必要な教訓を導き出し，これを世界に向けて提供することを目的とする旨が表明されている。この点，同報告書の巻頭言には，福島第一発電所事故によって，日本の規制の枠組みにおける幾つかの弱点が明らかになった，発電所の設計，緊急時への備えと対応の制度，重大な事故への対策の計画などの点でも幾つかの弱点があったなどとの指

摘がされているが，これらは，未曽有の原子力災害として現実に発生してしまった福島第一発電所事故を踏まえて，二度とこのような原子力事故を発生させないために，同事故発生前の規制の在り方，シビアアクシデント対策に関して，事故防止という観点からみた問題点を原因分析的なアプローチにより事後的に洗い出し，今後に向けた改善点を指摘したものであって，そもそも，事故が発生する前において，被告国や事業者が，結果回避のための行為規範，法的義務として，何をするべきであったかについて触れたものではない。このことは，ＩＡＥＡ事務局長報告書の編集注記において，「いかなる個人又は主体による作為又は不作為についても，法的又はその他を問わず，責任の問題を扱うことを意図するものではない。」と記載されるなど（甲Ａ第１３７号証１９６ページ），同報告書が全ての個人又は主体に対する法的又はその他の責任問題を扱うことを意図して作成されたものでないことが明確に示されているところからも明らかである。

このように，ＩＡＥＡ事務局長報告書は，福島第一発電所事故の法的責任を追及することを目的として作成された報告ではなく，同事故の状況や原因に関する理解を広く共有するとともに，同事故を踏まえて導かれた教訓を世界に向けて提供し，今後，ＩＡＥＡ加盟国がかような教訓に基づいて適切な対応ができるようにすることを目的とした未来志向の文書というべきである。それゆえ，ＩＡＥＡ事務局長報告書に「教訓」として記載された各措置も，被告国の法的責任の前提となるような福島第一発電所事故時点で予見可能な措置ではなく，同事故によって初めて得られた知見，すなわち，同事故前の知見では到底採り得ない措置であって，同事故後に初めて判明した教訓も数多く含まれている。よって，ＩＡＥＡ事務局長報告書をもって福島第一発電所事故における被告国の予見可能性が導き出せるとはいえない。

もとより，ＩＡＥＡは，国際機関という立場上，国際的に通用している手法，慣行との対比という視点に立つことが中心となり，個々の地域における手法や慣行の当否について，地震の頻度や規模，歴史的な記録の充実度に応じたきめ細やかな検討がなされることが期待しにくい。そのため，地震国であり，かつ，歴史的記録もある程度存在するという我が国の独自性，固有性に依拠した手法の当否について，きめ細やかな検討をすることも十分には期待し難いという面がある。

これまでも述べてきたとおり，本件訴訟で争われているのは，福島第一発電所事故発生前における行為規範としての被告国の法的義務の有無であるところ，上記のとおり，ＩＡＥＡ事務局長報告書は，福島第一発電所事故の発生を踏まえた事後的な原因分析とその評価を目的とするものであったから，それを根拠に直ちに被告国や事業者の法的責任や法的義務を導くことはできない。

２　ＩＡＥＡ技術文書２の意義及び構成等について

ＩＡＥＡ事務局長報告書は，要約及び概要報告書により構成されているところ，後者は５巻の詳細な技術編と呼ばれる文書等の内容を引用している。ＩＡＥＡ技術文書２は，この５巻の詳細な技術編のうちの第２巻である。

ＩＡＥＡ技術文書２は，「Safety Assessment」すなわち「安全評価」について記載した文書であるが，そのうち，「２．１外部事象との関連における発電所の評価」の項目が，地震や津波等の外部事象に関する安全評価について記載された部分であり，原告らが提出している抄訳文書（甲Ａ第１５８号証の１）も同項目を和訳したものである。

そして，上記の項目は，以下のとおり，８つの章から構成されている（原告らの和訳に従う。）。

２．１．１．　サイト特性：福島サイトの設計基準の再評価と，主プラント地盤高の選定

２．１．２．　地震・津波ハザード評価及び設計の諸項目に関連する国際安全基準

２．１．２．１．　地震：ハザードと設計上の検討事項

２．１．２．２．　津波：ハザードと設計上の検討事項

２．１．３．　地震・津波ハザードと設計諸項目に関連する日本国内の規制慣行

２．１．３．１．　地震

２．１．３．２．　津波と外部浸水

２．１．４．　地震ハザードの設計基準と再評価，及び福島第一原発の供用寿命中に取られた是正措置

２．１．５．　津波ハザードの設計基準と再評価，及び福島第一発電所の供用寿命中に取られた是正措置

２．１．６．　複数基型サイト，同一地域内の複数サイトにおける激甚外部事象

２．１．７．　まとめ

２．１．８．　考察と教訓

このうち，「２．１．２.」ないし「２．１．５.」の各章においては，地震に関する内容と津波に関する内容が区別して記載されている。

この点，地震ハザードに対する検討事項の概略を述べた「２．１．２．１．地震：ハザードと設計上の検討事項」においては，地震に関連したＩＡＥＡの指針等として，安全シリーズNo.50－SG－S1「原子力プラント立地に関連する地震と付随する問題」が昭和５４年に，その後，平成３年には，その内容が大幅に改訂された安全シリーズNo.50－SG－S1（改訂版）が刊行され，更に最新版として，平成２２年に刊行されたＩＡＥＡ安全基準シリーズNo.SSG－9「原子力施設のサイト評価における地震ハザード」において，

地震に関する基準等を定めたことが記載されている（甲Ａ第１５８号証の１・８ページ)。

これに対し，津波については，「２．１．２．２．　津波：ハザードと設計上の検討事項」において，津波に関連したＩＡＥＡの指針等として，ＩＡＥＡ安全基準シリーズNo.NS－G－1.5「原子力発電所の設計における地震以外の外部事象（2003)」及びNo.NS－G－3.5「沿岸・河川に立地する原子力発電所の浸水ハザード（2003)」が平成１５年に刊行され，その後，No.NS－G－3.5は，平成２４年にSSG－18「原子炉等施設の立地評価における気象・水理ハザード」として最終改訂された旨が記載されているが（甲Ａ第１５８号証の１・９ページ)，かかる指針の中で津波そのものに特化して検討したものは存在せず，その他，福島第一発電所事故までに，ＩＡＥＡによって津波のハザード評価手法について具体的な内容を伴う指針が示されたこともなかった。

このように，指針類に関するＩＡＥＡの検討経緯には，地震と津波とで大きな違いがあるのであって，ＩＡＥＡ事務局長報告書及びＩＡＥＡ技術文書２を正しく理解するためには，ＩＡＥＡが，指針類を示す上で，地震とそれ以外の外的事象（津波など）を明確に分けて捉えていたこと，福島第一発電所事故以前に津波のハザード評価手法について具体的な内容を伴う指針を示したり，津波のハザード評価手法について地震と同様のハザード評価手法を用いるよう推奨することもなかったことに留意すべきである。

第３　ＩＡＥＡが述べる津波ハザードの評価手法に関する国際慣行は，福島第一発電所事故発生当時存在しなかったから，これを根拠に原告らの主張が補強されるとはいえないこと

１　原告らの主張

原告らは，ＩＡＥＡ技術文書２のうち，以下の記載を引用し，「ＩＡＥＡの示す一般的な国際慣行では，歴史上のデータを得ることができない場合には，安全寄りの仮定を追加し，決定論的手法を用いることにより年間発生頻度の非常に低い激甚事象の発生可能性を勘案する。被告国の主張は，国際慣行にも一致していない。」（原告ら第５０準備書面１１ページ）などと主張する。

「日本国内の手法と国際慣行との齟齬を指摘しておきたい。前節で述べたとおり，１９６０年代と１９７０年代には，地震とそれに付随する（津波などの）ハザードの推定手法を適用する際には，歴史記録を用いるのが一般的な国際慣行であった。この手法は基本的に，決定論的なものであった。安全シリーズNo.50－SG－S1に詳述されているように，歴史記録のある最大の震度または規模に上乗せし，そのような事象がサイトから最短の距離で起きると想定することにより，安全余裕を大きめに取ることで，年間発生頻度の非常に低い，未実測の激甚事象に関する情報の欠如を補うのが国際慣行であった。比較的短い実測期間では，最大値が得られていない可能性があることを割り引いて考えるためであるが，日本ではこれが行われていなかった。」，「この手法（引用者注：津波評価技術のような既往最大に基づく手法）では，以下の各点に留意する必要がある。（中略）わずか数百年というごく近年の歴史記録しか用いていないこと。激甚事象（代表的には再来間隔１万年規模）の発生可能性を勘案する必要性について，安全寄りの仮定を設けていなかったこと。」（原告ら第５０準備書面１１及び１２ページ，甲Ａ第１５８号証の１・１１，１２及び２６ページ）

２　被告国の反論

(1) はじめに

前記１の引用部分によると，あたかも安全シリーズNo.50－SG－S1（丙

Ａ第１２６号証の１，翻訳版につき丙Ａ第１２６号証の２。以下同じ。）が刊行された昭和５４年頃には，津波のハザード評価手法に関する国際慣行として，歴史記録上の最大震度又は規模に上乗せをした上で，そのように上乗せされた津波が原子炉から最短距離で起きることを想定するというものが存在したという趣旨にも読める。確かに，地震動については，震度又は規模を上乗せすることや最短距離で発生することを想定するという国際慣行が存在したが[*1]，これは，地震動についてのみ通用するものであった。したがって，これを津波に直接適用できるハザード評価手法であるとしている点において，上記の記載は明らかに誤っている。

また，前記１の引用部分のとおり，ＩＡＥＡ技術文書２は「この手法（引用者注：津波評価技術のような既往最大に基づく手法）では，以下の各点に留意する必要がある。わずか数百年というごく近年の歴史記録しか用いていないこと。激甚事象（代表的には再来間隔１万年規模）の発生可能性を勘案する必要性について，安全寄りの仮定を設けていなかったこと。」と記載しているが，そもそも，ＩＡＥＡ技術文書が上記引用箇所で「この手法」と指摘しているのは，当該箇所の直前を読めば明らかなとおり，「既知の有史データだけを用いて」「設計基準の決定に適用されていた手法」であって，津波評価技術のことを指してはいないから，原告らの注

---

*1　我が国においては，かような国際慣行にのっとった運用が行われていた（例えば，福島第一発電所の耐震バックチェックにおいては，地震地体構造〔いわゆる萩原マップでは「地震地体構造」とは，地震の起こり方〔規模，頻度，深さ，震源モデルなど〕に共通性のある地体構造をいう。〕のＧ３領域の陸側境界付近の福岡県沖で，昭和１３年に３回発生した塩屋崎地震群〔最大マグニチュード７．５〕が連動するものと仮想した際，規模を上乗せしてマグニチュード７．９の検討用地震動として評価している。）。

記は読み手を誤導するものであって不当である。さらに，後記第５で詳述するとおり，津波に関して，「激甚事象（代表的には再来間隔１万年規模）の発生可能性を勘案する必要性について，安全寄りの仮定を設け」るような国際慣行は存在せず，ＩＡＥＡがそのようなことを推奨していた形跡も見当たらない。

以下，個別に詳述する。

(2) 前記１のＩＡＥＡ技術文書２の引用部分は，その内容自体が誤りを含むものであるか，福島第一発電所事故により初めて得られた知見に基づくものであること

ア　まず，昭和５４年当時，津波ハザードの評価手法について，ＩＡＥＡ技術文書２が述べるような国際慣行などは存在しなかったし，ＩＡＥＡ自体，津波ハザードの評価手法について，具体的に取り上げたり，特定の見解を紹介・推奨したりすることもなく，津波のハザード評価手法について，地震と同様のハザード評価手法を用いるよう推奨することもなかった。

すなわち，上記のＩＡＥＡ安全シリーズNo.50－SG－S1の記載上も，抽象的に，「過去の津波または似たような現象を示す歴史的記録の評価」，「沖合の地震または火山活動の徴候の調査」及び「たとえ，歴史的な津波の記録がない場合でも，地震が活発なエリアから発生する津波に，サイトがどの程度，被害を受けやすいかの調査」を予備的調査として行い，それによって潜在的に津波のリスクが示された場合には，さらに，「その地域，サイト周辺と似たような地形および海底地形を伴う，その他の沿岸部」等における津波の発生と強度に関する証拠収集，「沿岸地方から，大陸棚の端までの地形および海底地形」に関するデータ収集，「サイト周辺における津波の動きを推定する目的」の「適切な分析的，物理

的モデル」の構築を行うなどの詳細な調査をした上で，「サイト周辺で，最も厳しい結果をもたらす可能性のある，遠方の津波発生源を特定」し，「発生源エリアの各々について，津波の強度データ」を収集すべきなどと記載されているだけで（丙Ａ第１２６号証の１・２４ないし２６ページ，同号証の２・３６及び３７ページ），地震における考慮要素として当然であった過去の事象の収集や分析，それを踏まえた予測に関連する事項が抽象的に列挙されていたにすぎない。また，同安全シリーズ（丙Ａ第１２６号証の１及び２）では，「５　地震によって発生する波」において，津波についても記載がされているが，津波については主に歴史記録に基づく調査等について述べているのであって，少なくとも，津波に関して，上記地震の震源のように地震が活発な構造上（seismically active structure）の領域，又は，地震地体構造区分の境界部（seismo tectonic provinces)において，サイトに最も近い位置に設定すべきとなどとする記載はされていない。これは，ＩＡＥＡ技術文書２が述べる上記１の記載が，津波の評価モデルとして，歴史記録上の最大震度又は規模に何らかの上乗せをし，これが最短距離で起きることを想定するというものでは全くないことを意味するのであって，上記安全シリーズの記載の評価手法も，津波の評価に関し国際的に一般的に採られていたものであることを裏付けるようなものではなかったというべきである。

この点，佐竹教授が，その意見書(2)（丙Ｂ第１６号証）において，「ＩＡＥＡが１９６０年ないし１９７０年代において津波ハザードの評価手法について具体的に取り上げたことはなかったし，ましてや，基準断層モデルの波源の位置設定について，原子炉に最も近い位置に波源を移すという見解を紹介したり，推奨したりしたということはない。津波ハザ

ードの評価手法に限って言えば，そもそも１９６０年ないし１９７０年代に国際的な実務の慣行なるものは存在しなかった。」(同号証３ページ)と述べているのも，同様の趣旨である。なお，佐竹教授は，地震津波に関する学問的知見の進展について，「１９６０年代はプレートテクトニクス説によるプレート間地震の考え方が提唱され始めた時期であり，１９６０年のチリ地震や１９６４年のアラスカ地震の規模がマグニチュード９クラスであったことが明らかになったのは，しばらく後の１９７０年代後半であった。そして，津波に関し，計算機による津波の発生・伝播のシミュレーションが一般的に行われるようになったのは，１９８０年代以降のことである。」（同号証５ページ）とも述べている。

ＩＡＥＡのように原子力に関して最も権威のある国際的な専門機関が，前記のような誤りをＩＡＥＡ技術文書２に記載した理由は判然としないが，原子力の平和利用の分野において，原子炉施設に関する安全基準を始めとする各種の国際的な安全基準・指針を作成・普及している国際機関として，従前，地震に比して津波の取扱いを軽んじ，津波ハザードの評価手法に関して確たる内容を持った安全基準・指針を示してこなかったことを自認することがためらわれたものとも推測される。

イ　また，ＩＡＥＡ技術文書２が前記１の引用部分で念頭に置いているのは，飽くまでも地震動のハザード評価手法であって，津波についても同様のハザード評価手法が当てはまるとしていると読むことはできない。

これは，前記１の引用部分がＩＡＥＡ技術文書２の「２．１．３．１　地震」の項目の中で述べられた内容の一部であること，その中で更に引用されているＩＡＥＡ安全シリーズNo.50－SG－S1（丙Ａ第１２６号証の１及び２）では，「３．３設計基準地震動を演繹する手法」の「３．

３．１序論」において「(ｂ)地震が活発な構造上の，または，地震地体構造区分（引用者注：丙Ａ第１２６号証の２・１９ページ上から７行目の「地増構造区」は誤記である。）の境界部の，サイトに最も近いポイントにおける，この最大地震ポテンシャルの発生によって，サイトにおいて生じる設計基準地震動を算定する。」と記載され，震源を，地震が活発な構造上の（seismically active structure）の領域又は地震地体構造区分（seismotectonic provinces）の境界部においてサイトに近い位置に設定すべきと述べていることなどからも裏付けられる。

ウ　一般論として，地震は，震源から地震動を評価する地点までの地質構造が同一であれば，震源からの距離が近いほど観測される地震動は大きくなることから，震源モデルを地震地体構造区分の境界部においてサイトに近い位置に設定することは，安全裕度を増すことになると考えられる。

しかしながら，津波地震については，地震のマグニチュードに比して津波高が格段に大きくなるという特性をもっている上，津波水位を評価する地点に近い陸寄りに波源を設定した場合の方が，評価地点から遠い日本海溝沿いのプレートの沈み込みが浅い場所に波源を設定した場合に比較して，必ずしも評価地点における津波水位が大きくなるとは限らない。つまり，津波地震については，波源の位置を評価地点に近づけて津波のハザード評価を行ったとしても，安全裕度を増すことには必ずしも結びつかないのである。

したがって，前記１の引用部分が地震動のハザード評価手法について述べるものであったとしても，それを津波地震の場合にそのまま当てはめることはできないことになる。そうすると，地震におけるハザードの評価手法をそのまま津波ハザード評価手法として適用するという考え方

自体が誤りといえるのであって，ＩＡＥＡ技術文書２をそのような考え方に基づくものとして解釈するのは相当でないというべきである。

エ　以上のとおり，ＩＡＥＡ技術文書２の作成時において，津波のハザード評価手法に関する国際慣行なるものは存在せず，それゆえ，前記１の引用部分も，津波ではなく，地震動に関するハザード評価手法について述べているものと解釈すべきである。

このことは，佐竹教授が，意見書(2)（丙Ｂ第１６号証）において，「設計津波の水位計算手法について津波評価技術が発表された２００２年当時，さらには，ＩＡＥＡが津波評価技術を参考として安全指針ＳＳＧ－１８を策定している作業の途上にあった２０１１年当時においても，日本の知見がむしろ世界をリードしていたと考えられる。日本の津波ハザード評価が国際的な潮流と齟齬する独自の慣行に基づいて執り行われていたとは考え難い。また，そもそもＩＡＥＡの示す国際慣行なるものが，地震動についてはともかく津波ハザードの評価手法について存在していたとはいえない。」（同号証・５ページ）と述べていることや，岡本教授が意見書（丙Ｂ第１１号証）において，「私は，長年，原子力工学に携わっていますし，その中では海外の複数の原子力発電所を視察するなどしていますし，海外の知見にも触れてきていますが，それを踏まえても，私にはＩＡＥＡがどうしてそのようなことを言っているのか理解ができませんし，法務省訟務局の担当者からそのようなことを教えてもらい，大変驚きました。そこで，具体的な英文を読んでみましたが，この文章を，上記の意図で読むことは間違っていると思います。少なくとも地震対策については，国際慣行を十分に満足していますし，この文章でも，東京電力が津波に対する評価を開始していることを，これらの国際慣行の流れの中で前向きにとらえていると思います。（中

略）津波に対する事故前のリスク認識は，世界的にも，ＩＡＥＡも例外ではありませんが，地震に比べて低かったのです。事故が起こってしまった現在であれば，津波のリスクを強く認識できます。ちなみに，同じ論調を使えば，１００年前のツングースの隕石落下を１０万年に演繹して考慮すれば，世界中のプラントで隕石落下を考慮した対策が必須という事になりますので，明らかにおかしな論理構成になります。つまり，この文章の意図は，津波に対する対策が不十分であった事を意図しているものではないと考えざるを得ません。私は，地震学，津波学の研究者ではありませんが，原子力工学の分野でも，日本の土木学会が作成した津波評価技術の考え方は，津波に対する最新の考え方であると捉えられてきましたし，それは国際的にもそのような評価を受けているものと認識していました。むしろ，原子力発電所における津波対策の分野では，日本こそが最も進んだ研究をしており，本件事故前まで，他国でもＩＡＥＡのような国際機関でも，津波対策が取り上げられることはほとんどなかったものと認識しています。他国での津波対策としては，先に述べたような米国のディアブロキャニオン原子力発電所の事例などがありますが，米国のほとんどの原子力発電所では地理的要因を理由として津波対策はほぼ考えられていませんでした。このように，本件事故前までＩＡＥＡが津波を十分に取り上げてきたなどという事実はなく，日本の津波対策が国際慣行に反していたなどという解釈が正しいのであれば，それは，本件事故に対するＩＡＥＡのエクスキューズであると思います。」（１９及び２０ページ）と述べていることからも裏付けられている。

また，国際原子力機関（ＩＡＥＡ）においても，スマトラ沖地震津波を契機に，被告国及び被告東電等も参加する津波評価に関する国際

ワークショップを開催するなどした上で，従前「津波の検討をほとんど行っていなかった」（佐竹教授回答書〔丙Ｂ第１４号証の２〕２ページ）安全ガイドに津波評価に関する内容を具体的に盛り込むべく全面改訂作業を進め，福島第一発電所事故直前までに，この分野で先行する我が国の考え方を取り入れ，決定論的評価による場合には波源の設定等に伴う不確実性をパラメータスタディによって考慮すべきであるとする新たな外部溢水評価基準（後のＳＳＧ－１８）の最終ドラフト（ＤＳ４１７）を作成したところであり（甲Ａ第３号証・３４０～３４１ページ），その作成過程では「ＩＡＥＡ担当者から，（中略）特に津波に関しては日本における知見蓄積が多く，それらは新基準の中に反映したいとの説明があ（る）」（丙Ａ第２３８号証・２－２０ページ，５－９ページ）などしていたし，実際に同事故後の平成２３年１１月に公表されたＩＡＥＡの安全基準（ＳＳＧ－１８）においても，津波評価技術をＩＡＥＡ基準に適合する基準の例として参照しており（丙Ａ第２２号証１１３ないし１１９ページ），津波評価技術の考え方は科学的に想定できる最大規模の津波を評価する方法として福島第一発電所事故の前後を通じて国際的にも高い評価を受けていたのである。

したがって，我が国において，津波評価技術という，津波ハザード評価に地震動に関するものとは別の評価手法が用いられていたことは，国際的な潮流をリードしていたと評されることはあっても，津波評価技術が国際水準未満の低い水準の評価手法であったなどとはいえない。

(3) 小括

以上のとおり，前記１のＩＡＥＡ技術文書２の引用部分は，その内容自体が地震動に関するハザード評価手法を津波に関してそのまま当てはめることができるかのような誤りを含んでいる上，現時点において，福島第一

発電所事故により初めて得られた知見に基づいて回顧的に考察した記載である。原告らの主張は，これらを正解せずにＩＡＥＡ技術報告書２を恣意的に引用して自己の主張の補強になると強弁するものであって，その理屈は我田引水にすぎるというほかない。

第４　ＩＡＥＡが再来期間１万年に１回の津波を考慮すべきであると述べているとは考えられないこと

１　原告らの主張

原告らは，「ＩＡＥＡが示す国際慣行は，まさに津波評価技術のような既往最大の地震ではなく，当時から被告国自らも公表していた，７省庁手引きや４省庁報告書のとおり，『想定しうる最大規模の地震・津波』を想定することを求めていたのである。」（原告ら第５０準備書面１２ページ）として，ＩＡＥＡ技術文書２の以下の記載を引用し，同記載があることをもってＩＡＥＡが津波評価においても１万年に１回の再来周期を考慮すべきであったと指摘しているかのように主張する。

「発電所の当初設計時点での一般的な国際慣行では，地震及びそれに付随する（津波などの）ハザードの推定手法を適用時に，歴史記録を用いることとされていた。必要とされる低確率（通常受け入れられている再来期間は１万年単位）と釣り合うような先史データがないことを埋め合わせるため，この慣行では次のような想定を置いていた。（ｉ）歴史記録のある最大の震度または規模に上乗せする決まりと，（ii）震源をサイトから最短距離に置く想定とである。」（原告ら第５０準備書面１２ページ，甲Ａ第１５８号証の１・４５ページ）

２　被告国の反論

ＩＡＥＡ技術文書２の前記１の引用部分には，「国際的に認知された，こ

の安全寄りで決定論的な手法は，１９７０年代に用いられていた国際基準に従って策定・審議された１９７９年のＩＡＥＡ安全シリーズNo.50－SG－S1[11]にも反映されている」と記載されている（甲Ａ第１５８号証の１・４５ページ)。

また，この安全シリーズNo.50－SG－S1（丙Ａ第１２６号証の１及び２）は，「原子力発電所の立地選定に関する地震とそれに関連するトピック」というタイトルから明らかなとおり，主に地震動に関する問題を取り扱ったものであって，津波について，波源を当該原子炉の立地地点に最も近い位置に設定して設計基準津波を特定するように求める内容が記載されていないことは，上記第３の２で述べたとおりである。

そうすると，ＩＡＥＡ技術文書２の前記１の引用部分の記載は，「地震の震源設定においては，再来間隔約１万年単位というような低確率の事象を代替する方法として，震度の上乗せと地震地体構造内でのサイトから最短距離に置く」という地震の震源設定に関する安全シリーズNo.50－SG－S1の考え方と符合するものの，それを超えて，津波ハザードの設定において再来期間約１万年を考慮すべきとまで指摘しているとは解されない。

したがって，ＩＡＥＡ技術文書２が述べるところの「再来間隔１万年」は地震動に関するものであって，津波に関するものではないといえるから，ＩＡＥＡが津波評価においても１万年に１回の再来周期を考慮すべきと指摘している旨の原告らの主張は，同文書の理解を誤るものであって，その前提において理由がないというべきである。

第５　ＩＡＥＡは，福島第一発電所事故前に長期評価の考え方に基づいて津波高を予測すべきであったと述べているわけではないこと

１　原告らの主張

原告らは，ＩＡＥＡ技術文書２から，後記①，②の記載を引用して，「ＩＡＥＡ技術文書でも，以下のとおり，長期評価に従った場合，津波災害を予測できたと結論付けている。」（原告ら第５０準備書面１４，１５ページ）と主張する。

① 「仮に福島県沖の日本海溝断層で起きる地震の震源モデルと規模とについて，正しい想定（地震調査研究推進本部の震源モデル）が行われていたならば，土木学会の手法でも，安全寄りの津波高予測値を与えることができたはずである。」（原告ら第５０準備書面１５ページ，甲Ａ第１５８号証の１・４０ページ）

② 「国内機関である地震調査研究推進本部は，日本海溝沿いの他の場所でもＭ８．２の地震を考慮すべきであると主張してきた。東電の実施した試算にこの立場を適用してみると，得られた津波浸水水位値は２０１１年３月に発生した浸水水位と非常に近く，標準慣行を用いて得られる水位よりはるかに高くなった。（中略）国内外で得られるすべての関連データをもとに安全寄りの手法を用いた評価作業では，２０１１年３月事故時に記録された水位に近い津波高予測値が得られていた。」（原告ら第５０準備書面１５ページ，甲Ａ第１５８号証の１・４６ページ）

２ 被告国の反論

前記１①の引用部分は，被告東電が行った明治三陸地震の試算結果について，単に事実関係を述べているにすぎず，これをもとに津波を予見することができたと述べているものではない。

また，前記１②の引用部分は，ＩＡＥＡ技術文書２の「２．１．７ まとめ」との項目の中で述べられていることからも明らかなとおり，福島第一発電所事故を事後的・回顧的に検証したことにより導かれたまとめを述べているにすぎない。

このように，前記１①及び②の各引用部分は，現時点から見て，福島第一発電所事故を回顧的に考察した記載にすぎず，被告国が，福島第一発電所事故前に，地震本部の長期評価の見解に基づいて津波高を予測すべきであったと述べるものではないというべきである。

したがって，前記１①及び②の引用部分をもって，長期評価によって被告国の予見可能性が基礎づけられるとする原告らの主張が補強されるとはいえない。

第６　結語

以上のとおり，ＩＡＥＡ技術文書２のうち原告らが自己の主張を裏付けるものとして引用する各部分は，地震動ではなく津波ハザード評価手法に関する国際慣行があったかのように読めるなどの誤りを含むものであったり，福島第一発電所事故により初めて得られた知見に基づいて同事故を事後的・回顧的に考察したにとどまるものであるから，同文書やこれを引用するＩＡＥＡ事務局長報告書をもって被告国の規制権限不行使の違法をいう原告らの主張が補強されるとはいえない。

以　上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成２５年６月１０日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第３項(2)，第４項(2)及び第５項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終結日後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成２３年３月１１日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成２４年７月５日付け報告書	答弁書	8	
ＩＮＥＳ	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	
中間指針第１次追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）	答弁書	18	

中間指針第２次追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書	26	
昭和３６年長期計画	昭和３６年に原子力委員会が策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39	
昭和４２年長期計画	原子力委員会が昭和４２年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	40	
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	41	
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	41	
昭和５３年長期計画	原子力委員会が昭和５３年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	42	
昭和５７年長期計画	原子力委員会が昭和５７年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
昭和６２年長期計画	原子力委員会が昭和６２年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
平成６年長期計画	原子力委員会が平成６年６月２４日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	46	
平成１２年長期計画	原子力委員会が平成１２年１１月２４日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	47	
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	53	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成２３年１２月２６日付け「中間報告」	答弁書	55	
国賠法	国家賠償法（昭和２２年１０月２７日法律第１２５号）	答弁書	57	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第１準備書面	5	
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第１準備書面	5	

省令６２号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第１準備書面	7	
保安院	原子力安全・保安院	第１準備書面	11	
ＪＮＥＳ	独立行政法人原子力安全基盤機構	第１準備書面	14	
本件設置等許可処分	福島第一発電所１号機については，昭和４１年１２月１日，同２号機については，昭和４３年３月２９日，同３号機については，昭和４５年１月２３日，同４号機については，昭和４７年１月１１日にそれぞれされた設置（変更）許可処分	第１準備書面	16	
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第１準備書面	17	
昭和３９年原子炉立地審査指針	昭和３９年５月２７日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第１準備書面	19	
昭和４５年安全設計審査指針	昭和４５年４月１８日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月２３日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第１準備書面	19	
平成１３年安全設計審査指針	昭和４５年安全設計審査指針は，昭和５２年６月にその全面改訂が行われ，平成２年８月３０日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ，平成１３年３月２９日に国際放射線防護委員会による１９９０年勧告を受けて一部改訂がされた	第１準備書面	25	
平成１３年耐震設計審査指針	平成１３年３月２９日に改訂された耐震設計審査指針	第１準備書面	26	
平成１８年耐震設計審査指針	平成１８年９月１９日，原子力安全委員会において，決定された耐震設計審査指針	第１準備書面	30	

本件地震	平成２３年３月１１日の東北地方太平洋沖地震	第１準備書面	35	
電気事業法	平成２４年法律第４７号による改正前の電気事業法	第２準備書面	1	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成７年６月２３日第二小法廷判決・民集４９巻６号１６００ページ	第２準備書面	3	
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年１１月２４日第二小法廷判決・民集４３巻１０号１１６９ページ	第２準備書面	5	
本件各判決	宅建業者最高裁判決，クロロキン最高裁判決，筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第２準備書面	7	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第２準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第２準備書面	7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第２準備書面	8	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第２準備書面	13	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第２準備書面	16	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震（１６１１年）及び１６７７年１１月の地震	第２準備書面	31	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第２準備書面	33	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成２４年７月２３日付け「最終報告書」	第２準備書面	51	
貞観津波	西暦８６９年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第２準備書面	54	
スマトラ沖地震	平成１６年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第２準備書面	57	

マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成１８年７月に米国マイアミで開催された第１４回原子力工学国際会議で発表した論文	第２準備書面	59	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第２準備書面	63	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第２準備書面	63	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第２準備書面	63	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第２準備書面	63	
佐竹ほか（２００８）	平成２０年に刊行された「石巻・仙台平野における８６９年貞観津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山木滋）と題する論文	第２準備書面	77	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波，地質・地盤合同ワーキンググループ	第２準備書面	79	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所５号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所４号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第２準備書面	79	
原告ら準備書面(2)	原告らの２０１３（平成２５）年１１月７日付け準備書面(2)	第４準備書面	1	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第４準備書面	11	
原告ら準備書面(10)	原告らの２０１４（平成２６）年３月１２日付け準備書面(10)	第５準備書面	1	

原告ら準備書面(13)	原告らの２０１４（平成２６）年５月７日付け準備書面(13)	第５準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成１６年４月２７日第三小法廷判決・民集５８巻４号１０３２ページ	第５準備書面	39	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成１６年１０月１５日第二小法廷判決・民集５８巻７号１８０２ページ	第５準備書面	40	
原告ら準備書面(11)	原告らの２０１４（平成２６）年３月５日付け準備書面(11)	第６準備書面	1	
原告ら準備書面(14)	原告らの２０１４（平成２６）年５月７日付け準備書面(14)	第６準備書面	1	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	第６準備書面	55	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第６準備書面	55	
使用停止等処分	平成２４年改正後の炉規法４３条の３の２３に定める保安のために必要な措置	第６準備書面	79	
原告ら準備書面(18)	原告らの２０１４（平成２６）年１０月２９日付け準備書面(18)	第７準備書面	1	
事故解析評価	原子炉設置許可処分申請に際して申請者が実施する事故防止対策に係る解析評価	第８準備書面	7	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	第８準備書面	12	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第８準備書面	25	
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能を有する系統	第８準備書面	26	
原告ら準備書面(21)	原告らの２０１５（平成２７）年３月１２日付け準備書面(21)	第９準備書面	1	
添田氏	添田孝史氏	第９準備書面	1	
島崎氏	東京大学教授島崎邦彦氏	第９準備書面	5	
原告ら準備書面(22)	原告らの２０１５（平成２７）年３月１２日付け準備書面(22)	第10準備書面	1	

原告ら準備書面(23)	原告らの２０１５（平成２７）年５月８日付け準備書面(23)	第11準備書面	1	
実用炉規則	実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則	第11準備書面	4	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）	第11準備書面	23	
バックチェックルール	新耐震設計審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について	第11準備書面	29	
伊方原発訴訟最高裁判決	最高裁判所平成４年１０月２９日第一小法廷判決・民集４６巻７号１１７４ページ	第11準備書面	31	
原告ら準備書面(25)	原告らの２０１５（平成２７）年７月１５日付け準備書面(25)	第12準備書面	1	
平成３年溢水事故	平成３年１０月３０日に発生した福島第一発電所１号機補機冷却水系海水配管からの海水漏洩	第12準備書面	1	
政府事故調査委員会	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	第12準備書面	12	
昭和５２年安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（昭和５２年６月１４日原子力委員会決定）	第12準備書面	21	
平成２年安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成２年８月３０日原子力安全委員会決定）	第12準備書面	22	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第12準備書面	29	
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科岡本孝司教授	第13準備書面	8	
山口教授	東京大学大学院工学系研究科山口明教授	第13準備書面	11	
津村博士	財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員津村建四朗博士	第13準備書面	12	
筒井氏	筒井哲郎氏	第13準備書面	13	
佐竹氏	佐竹健治氏	第14準備書面	1	

都司氏	都司嘉宣氏	第14準備書面	1	
深尾・神定論文	昭和５５（１９８０）年に発表された深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	第14準備書面	61	
松澤教授	東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター長を務める同研究科の松澤暢教授	第14準備書面	95	
阿部（１９９９）	１９９９年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いたＭｔの決定ー歴史津波への応用」	第14準備書面	108	
新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	第15準備書面	8	
推進本部	文部科学省地震調査研究推進本部	第18準備書面	3	
長期評価の見解	長期評価の中で示された「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」	第18準備書面	3	
本件津波	平成２３年３月１１日に発生した本件地震に伴う津波	第18準備書面	4	
佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長佐竹健治教授	第18準備書面	20	
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野今村文彦教授	第18準備書面	20	
首藤名誉教授	東北大学首藤伸夫名誉教授	第18準備書面	20	
谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長谷岡勇市郎教授	第18準備書面	20	
笠原名誉教授	北海道大学笠原稔名誉教授	第18準備書面	20	
阿部博士	原子力規制庁技術参与阿部清治博士	第18準備書面	20	
青木氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官青木一哉氏	第18準備書面	21	
名倉氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官付安全管理調査官名倉繁樹氏	第18準備書面	21	

酒井博士	一般財団法人電力中央研究所原子力リスク研究センター研究コーディネーター酒井俊朗博士	第18準備書面	21	
４省庁報告書	建設省，農水省，水産庁及び運輸省が策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	第18準備書面	49	
７省庁手引	建設省，農水省，水産庁，運輸省，国土庁，気象庁及び消防庁が策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	第18準備書面	49	
日本海溝・千島海溝調査会	中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	第18準備書面	49	
日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝調査会による報告	第18準備書面	49	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	第18準備書面	113	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	第18準備書面	133	
平成２０年試算	被告東電が平成２０年に行った明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算	第18準備書面	157	
試算津波	平成２０年試算による想定津波	第18準備書面	172	
東通発電所	東京電力株式会社東通原子力発電所	第19準備書面	2	
総合基本施策	地震調査研究の推進について	第19準備書面	6	
川原氏	保安院原子力発電安全審査課元耐震班長川原修司氏	第19準備書面	15	
高橋教授	関西大学社会安全学部教授高橋智幸氏	第20準備書面	14	
津波ＰＲＡ標準	日本原子力学会による規格「原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：２０１１」	第20準備書面	20	
津波評価技術２０１６	土木学会による「原子力発電所の津波評価技術２０１６」	第20準備書面	23	
重大事故等	重大事故(炉規法４３条の３の６第１項３号，実用炉規則４条)や重大事故に至るおそれがある事故	第20準備書面	26	

大竹名誉教授	東北大学名誉教授大竹政和氏	第21準備書面	2	
ＩＡＥＡ	国際原子力機関	第22準備書面	1	
ＩＡＥＡ事務局長報告書	ＩＡＥＡが平成２７年９月に公表したＩＡＥＡ福島第一原子力発電所事故事務局長報告書	第22準備書面	1	
ＩＡＥＡ技術文書２	ＩＡＥＡ事務局長報告書の附属文書で５巻から成る技術文書のうちの第２巻	第22準備書面	1	

特に断らない限り答弁書とは，平成25年9月5日付け答弁書を指す。